

第1章 総則

（目的）

第1条 一時預かり保育は、常日頃、保育所を利用していない家庭での保護者の疾病や災害等による一時的な家庭保育困難の解消、又は核家族化の進行や地域の子育て力が低下する中での育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担の軽減を図るため、また保育需要の多様化に伴い、武芸川幼稚園（以下、「幼稚園」という。）において一時預かり事業（以下「一時預かり保育」という。）を実施し、家庭における保育を支援し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。

（位置）

第2条 1 武芸川幼稚園、岐阜県関市武芸川町八幡580番地の2の空き教室に置く。
2 原則として専用の部屋の確保を図り、事業を実施するものとする。ただし、専用の部屋を確保できなくても事業の実施に支障がない場合には、専用の部屋を設けなくても実施することができるものとする。

（事業内容）

第3条 事業の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 緊急保育サービス事業 保護者等の疾病、入院、災害・事故、出産、看護・介護又は冠婚葬祭等社会的にやむを得ない事由により、原則として15日を限度とし、緊急・一時的に家庭保育が困難となる児童に対する保育サービス事業
- (2) リフレッシュ保育サービス事業 保護者の育児などに伴う心理的又は身体的負担を解消するなどの私的理山により、原則として15日を限度とし、一時的に保育が必要となる児童に対する保育サービス事業
- 2 前項の保育限度の日数を保護者等の事情により延長の申し出がある場合には、設置者・園長が必要と認める場合においては延長することができる。

（入所資格）

第4条 幼稚園の一時預かり保育に入所できる者は、満1歳から就園に達するまでの幼児とする。
2 前項の入所資格においては、設置者・園長が入所困難と認めた場合においては入所を断ることができる。また就園対象児童において、設置者・園長が入所の必要性を有すると判断した場合にはこの限りではない。

（保育内容）

第5条 事業における保育内容等は、児童福祉法第24条第1項の規定に準じた取扱いをするものとし、ただし必要に応じて幼稚園在園児との交流を行うことができるものとする。

（職員配置）

第6条 職員は、当該事業を担当する資格を有した保育士を配置するものとする。ただし、保育事業の実態に応じ、適宜、事業担当以外の職員の協力により実施することができるものとする。この場合においては、在園児及び対象児童の処遇に支障がないようにしなければならない。

（健康診断）

第7条 対象児童に係る健康診断は、次のとおり実施するものとする。

- (1) 第3条第1号の規定に基づく対象児童については、申込時に児童の健康状態を十分に聴取する等処遇に留意するものとする。
- (2) 第3条第2号の規定に基づく対象児童については、入所児童に準じて実施するものとする。

（定員）

第8条 1日当たりの利用児童数は、おおむね10人とする。
ただし、受け入れ児童が1歳はおおむね3人分、2歳はおおむね2人分、また各年齢に応じ幼稚園が必要と認めた場合には児童に人数加減をすることができる。

（利用申込）

第9条 事業を利用しようとする保護者は、一時預かり保育利用申込書（様式第1号 別紙）および、えくぼちゃんくらぶ入会申込書（様式第1号-2 別紙）を設置者・園長に提出するものとする。

- 2 設置者・園長は、前項の申込みがあったときは、速やかに利用の承認・不承認を決定し、その結果を一時預かり保育利用承認（不承認）通知書（様式第2号 別紙）により保護者に通知するものとする。

（保育時間等）

第10条 一時預かり保育は、原則として幼稚園の通常の開設日に行い、実施時間は、午前8時から午後5時までとする。

- 2 ただし一時預かり保育は、設置者・園長が必要と認めた時は、あらかじめ保護者等に通知し開催しない事が出来る。

（保育実施）

第11条 保育実施に際し、日々の対象児童数及び利用の事由などの実施状況に関する書類を整備しておかなければならぬ。

（利用の制限）

第12条 次の各号のいずれかに該当する場合は、保護者はこの事業を利用できないものとする。

- (1) 利用予定者が第4条に規定する対象児童に該当しないとき。
- (2) 利用予定者が感染症疾患有するとき。
- (3) 受け入れ可能児童数を超えるとき。
- (4) その他設置者・園長が特に保育を実施するに当たり不適当と認めたとき。

（利用の辞退）

第13条 対象児童の保護者は、第4条の規定に該当する理由が消滅する等により、利用承認期間内に利用を辞退または停止する場合には、一時預かり保育利用辞退届(様式第3号 別紙)を速やかに設置者・園長に届け出なければならない。

別表 1

(利用負担金)

第14条 利用対象者の保護者は、事業に要する費用の一部として別表 1 に定める額を負担しなければならない。

- 2 既納の納入金は、いかなる理由があっても返還しない。
- 3 教材費、施設費、その他の費用を設置者・園長が必要と認めた場合は、徴収(事前に相談有り。) することがある。

(補 足)

第15条 この規定に定めるもののほか、必要な事項については、設置者・園長が別に定める。

(施行期日)

第14条 規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

第 8 条 1 項、第 9 条 1 項を加筆。この規程は、平成 26 年 4 月 1 日即日適用

一時預かり保育利用者負担金						
利用料金	利用の区分	基本利用料金	8~9 時	9 時~15 時	15 時~16 時	16 時~17 時
		1 時間	まで	まで	まで	まで
	給食	300 円	300 円	1,800 円	300 円	300 円
	入会時納入金	1 食 300 円				
		入会金 1 人 2,000 円 (保険料)				
		連絡帳・教材費等 1 人 500 円				

※ 当日、登園時及び降園時に集金袋にて徴収をする。

※ その他、行事等の関係から必要に応じ保護者と相談のうえ、教材費を徴収させて頂くこともあります。

この規定は、原本と相違ありません。

(学) 福寿学園 武芸川幼稚園

理事長 光山 仁雄

公印
省略